

【子どもインフルエンザ予防接種費用を助成します】

- ◆ 対 象 者 大江町に住所を有する0歳～高校3年生相当の年齢の方（平成15年4月2日生まれ以降の方）
- ◆ 助 成 額 1回2,500円を上限に助成（13歳未満は2回目接種分まで対象）
- ◆ 実 施 期 間 令和4年3月31日まで
- ◆ 実 施 場 所 寒河江市西村山郡内の医療機関
※郡外の医療機関も可
- ◆ 助 成 方 法 ①医療機関の窓口で直接助成を受ける



医療機関窓口でワクチン接種料金から町の助成額2,500円を差し引いた額（個人負担額）を支払う。

※接種・助成が直接受けられる郡内の指定医療機関につきましては、こちらをご覧ください。

②町で償還払いの手続きをする

郡外や直接助成が受けられない郡内の医療機関で接種を受けた場合は、ワクチン接種料金を医療機関に支払った後、役場で償還払いの申請をすることにより、後日、申請者の口座に2,500円の町の助成額が振り込まれます。

※償還払いの場合は、令和4年3月11日（金）まで下記のものを持参の上で健康福祉課に申請してください。

【申請時に持参していただくもの】

- (1) インフルエンザ予防接種を受けたことがわかる領収書、接種済証、母子健康手帳など
- (2) 接種したお子さんの保護者名義の通帳 (3) 印鑑

※ご注意ください。新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンは同時に接種できません。互いに、片方のワクチンを接種してから2週間後に接種できます。

町で実施している定期予防接種のうち、①高齢者肺炎球菌、②麻しん風しん混合2期、③二種混合（ジフテリア・破傷風）、④日本脳炎2期は、接種時期・年齢が決まっており、4月中に対象者に通知を差し上げています。接種期間を年度内（令和4年3月31日まで）としている予防接種もありますので、再度ご確認ください。ぜひ接種を受けられるようお願いします。



- ① 高齢者肺炎球菌 … 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方及び100歳以上で未接種者
- ② 麻しん風しん混合2期 … 保育園等の年長児
- ③ 二種混合 … 小学校6年生
- ④ 日本脳炎2期 … 平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ（現在小学校3年生相当）
※接種期間は、9歳に達した時点から10歳に達するまでの期間となります。
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ（現在高校3年生相当）

お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係 ☎62-2114

